

第3章

プラン(後期計画)における基本的な取り組みの方向

I 親と子どもが健康で、子育てに喜びを感じることができる社会を目指して

1 地域における子育ての支援

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

現状及び課題

- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、子育てに周囲の助けを求めにくい状況になっています。また、父親の家事、育児への関わりが十分でない中、子育てが孤立化し、負担感が増大するといったこともあります。
- 現在でも、地域子育て支援拠点の整備や一時預かり事業などの取り組みが行われていますが、より一層、様々な主体による地域の子育て支援サービスを充実することにより、子育ての不安感を緩和し、すべてのこどもの健やかな育ちを促進することが必要となっています。

取り組みの方向、具体的な取り組み

■地域子育て支援拠点施設・保育所・幼稚園等での子育て支援 【幼保支援課】

- 地域子育て支援拠点施設や保育所、幼稚園、認定こども園²での子育て支援を促進します。
 - ・ 地域子育て支援拠点施設や保育所、幼稚園、認定こども園での地域の親子の集いの場の提供、子育て相談、子育て講座の実施など
- 地域のニーズに応じた一時預かり事業を促進します。
 - ・ 保護者の病気、看護、冠婚葬祭などで家庭での保育が困難になった乳幼児の一時的な保育の実施

■企業、NPO、地域等との協働による子育て支援の仕組みづくり

【地域福祉政策課・少子対策課・雇用労働政策課・生涯学習課】

- 地域における子育て家庭へのきめ細かな支援を充実します。
 - ・ 家庭教育サポーター³活動の推進等地域の人材の積極的な活用など

² 認定こども園：幼稚園、保育所等のうち、①保護者の就労の有無に関わらず子どもを受け入れて教育・保育を一体的に行う機能と、②すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能を備えるものとして、都道府県から認定された施設。

³ 家庭教育サポーター：家庭教育に関する相談や親子の交流等の支援、県や市町村の子育て支援事業に協力するなどのボランティアを行う人。

■第3章 プラン(後期計画)における基本的な取り組みの方向■

- あったかふれあいセンター⁴を活用した子育て支援を進めます。
 - ・保育や放課後の見守り、学習の支援など
- 地域課題に応じた市町村の独自の取り組みや、子育て支援を行う地域活動団体を支援します。
 - ・安心こども基金を活用した助成など
- ファミリーサポートセンター⁵事業を支援します。
 - ・こうちファミリーサポートセンター（高知市）の拡充・広域化や、（社）高知県シルバー一人材センター連合会と連携した「子育て」分野でのセンターの活用など
- 子育て家庭等に対して店舗や施設などの協力を得て優待サービスなどを提供する「子育て家庭応援の店事業」を推進します。
 - ・子育て家庭応援の店協力事業者の拡大など
- NPOや企業と連携した学習機会を提供します。
 - ・NPO等による子育て講座や企業出前講座の実施など
- 子育て支援の県民運動の推進に向けた取り組みを進めます。
 - ・子育て応援フォーラムの実施や子育て応援情報紙の発行など高知県少子化対策推進県民会議と連携した取り組みや、早ね早起き朝ごはん県民運動の推進など

■子育てを支援するための人材の育成やネットワークづくり 【少子対策課・生涯学習課】

- 子育てを支援する人材育成のための研修会を開催します。
 - ・家庭教育サポーター等の研修交流会など
- 市町村やNPO等の子育て支援サービスに関する先進的な取組事例を積極的に情報提供します。
 - ・子育て応援情報紙等を通じた子育てサークルの活動の紹介など

目標事業量

項目	平成21年度	平成26年度
地域子育て支援拠点事業	21市町村 38か所	22市町村 45か所※2
一時預かり事業（第2種社会福祉事業の届出）	12市町 24か所	17市町 35か所※2
あったかふれあいセンター	22市町村 28か所	34市町村 44か所※3
認定こども園での子育て支援事業	6か所	20か所※4
子育て家庭応援の店協賛事業所	394事業所※1	600事業所※5

※1：平成22年3月1日現在

※2：市町村計画の積み上げ数字

※3：平成22年度の目標値

※4：「高知県教育振興基本計画」による平成25年度の目標値

※5：平成23年度の目標値

⁴ あったかふれあいセンター：こどもから高齢者まで年齢や障害にとらわれず誰もが集い、活動し、介護などのサービスを一体的に提供する地域の支え合いの拠点施設。

⁵ ファミリーサポートセンター：子育ての援助を受けたい人と子育ての援助をしたい人が会員となり、子育ての助け合いをする有償ボランティア組織のこと。高知県内では、高知市のみで実施。

(2) 保育サービスの充実

現状及び課題

- 核家族化の進行や働き方の多様化などに対応した良質な保育サービスの提供など、仕事と子育ての両立を支える保育サービスの充実が求められています。
- 現在でも、通常保育に加え、延長保育や病児・病後児保育、乳児保育などの保育サービスが行われていますが、必ずしも多様なニーズに対応したサービスの提供が十分とは言えない状況です。

(保育所・幼稚園等の状況)

■保育所 267 か所、国立幼稚園 1 か所、公立幼稚園 25 か所、私立幼稚園 32 か所、認可外保育施設 102 か所、認定こども園 6 か所

取り組みの方向、具体的な取り組み

■多様な保育ニーズに対応した保育サービスの提供 【幼保支援課】

- 地域のニーズに応じた、延長保育、乳児保育、休日保育、病児・病後児保育、一時預かり、幼稚園における預かり保育を促進します。
- 保護者の就労の有無にかかわらず利用することのできる認定こども園への移行を促進します。

目標事業量

項 目	平成 21 年度	平成 26 年度
延長保育(開所時間が 11 時間を超える認可保育所)	13 市町村 89 か所	16 市町村 117 か所※1
乳児保育	27 市町村	全市町村
休日保育	1 市 1 か所	4 市 8 か所※1
病児・病後児保育	5 市村 7 か所	10 市町村 13 か所※1
認定こども園	6 か所	20 か所※2

※1：市町村計画の積み上げ数字

※2：「高知県教育振興基本計画」による平成 25 年度の目標値

2 職業生活と家庭生活との両立の推進等

(1) 次代の親の育成

1) 男女共同参画社会の実現

現状及び課題

- 将来、親となる若者に対して、家庭や社会での男女のあり方、男女共同参画社会の大切さを理解してもらうことは重要です。
- 本県では、平成 15 年に「高知県男女共同参画社会づくり条例⁶⁾」を制定するとともに、平成 16 年には「こうち男女共同参画プラン」を見直すなど、男女共同参画社会の実現を目指して取り組んできました。ただ、家事や子育て、介護等への男性の参加、意思決定の場への女性の参画などの場面で固定的な役割分担の意識が根強く残っています。
また、DV⁷⁾やセクシャルハラスメントなどの人権侵害も残されており、適切な対応が必要です。

取り組みの方向、具体的な取り組み

■新たな「男女共同参画プラン」の策定を通じた男女共同参画の取り組みの推進

【県民生活・男女共同参画課】

- 平成 21 年度に実施した県民意識調査をもとに、職場や家庭での意識の変化、新たな課題を把握し、平成 23 年度からの新たな「男女共同参画プラン」を策定します。

■こうち男女共同参画センター「ソーレ」を拠点とした男女共同参画の推進

【県民生活・男女共同参画課】

- 情報紙やホームページを通じた情報提供を行います。
 - ・男女共同参画に関する情報や取り組み内容の情報提供など
- 男性や子育て世代を対象とした講座を開催します。
 - ・男性の育児・家事参画意識の醸成や、親としての心構え、保護者が考える悩みや問題点の解決に取り組むための講座の開催など

■DV などの人権侵害への対応

【県民生活・男女共同参画課】

- 男女の人権が尊重され、DV をはじめとする暴力を許さない地域社会を実現するため、あらゆる世代への広報啓発活動を推進します。
 - ・行政や民間活動団体と連携した DV 防止の広報啓発や、予防教育としてのデート DV 教育の推進など
- DV 被害者及び同伴するこども等を保護し、自立に向けた支援を行います。
DV 被害者に同伴するこどもに対しての学習支援や、児童相談所と連携した専門的なケアの実施など

⁶⁾ 高知県男女共同参画社会づくり条例：男女共同参画社会を実現するため、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画を推進する取組に関し必要な事項を定めるとして、平成 16 年 4 月に策定した条例。

⁷⁾ DV（ドメスティック・バイオレンス）：配偶者や恋人など親密な関係にある又は親密な関係にあった男女間における暴力のことをいい、殴る・蹴るなどの身体的暴力や、避妊に協力しないなどの性的暴力、見下している・怒鳴る・ののしるなどの言葉による精神的暴力、こどもに暴力を見せたり危険な目にあわせる・こどもを取り上げるなどのこどもを利用した暴力などがある。

2) 若者の就職支援

現状及び課題

- 将来、親となる若者に対して、職業意識の形成や就業支援の取り組みを強化し、自立を促進していくことが大切です。
- 雇用失業情勢が厳しさを増す中で、職業能力形成機会に恵まれない(就労経験が乏しい)フリーター等の若者にとっては、安定した就労に就くことが困難な状況となっています。(H17 若年無業者数 3,230 人(1.88% 全国2位))

また、就職氷河期に正社員になれなかった若者が30代後半を迎え、年齢的にも安定した職業に就くには厳しい状況です。

- 新規高卒就職者を見ても、半数以上(H19年度:52.0%、H20年度:52.8%)が県外企業へ就職しており、県内就職を促進するためには、産業界・学校・行政の連携強化や、県内企業の情報の充実などが必要となっています。

併せて、中学校卒業時又は高等学校中途退学時に進路未定であった者がニートやひきこもりにならないようにするため、学校・地域と連携した若者サポートステーション⁸の利用促進、早期の就学、就労に向けた支援方法の確立が必要です。

(中学校卒業者の進路未定者等の状況)

- 中学校卒業者の進路未定者(家事手伝い、各種学校等を含む)(H20)86人
- 高校中途退学者(H20)447人
- 若者サポートステーションでの支援(H20)

登録者数 251名 進路決定者 54名 進路決定率 21.6%

取り組みの方向、具体的な取り組み

■就職支援相談センター事業の充実 【雇用労働政策課】

- 若者の総合的な就職支援を推進します。
 - ・ ジョブカフェこうち⁹における、就職に関するきめ細やかな相談や、コンサルティング業務等の実施、併設ハローワークとの連携強化、幡多サテライトにおける取り組みの充実など

■職業意識や職業能力の向上を図るための職業訓練の実施 【雇用労働政策課】

- 若年者(40歳未満)を対象とした職業訓練を推進します。
 - ・ 専修学校等民間の教育訓練機関への委託
- 訓練生に対する支援を充実します。
 - ・ 能力開発支援相談員の助言、指導による訓練終了後の早期就職の促進など

⁸ 若者サポートステーション:青少年の就学や、就労に向けた支援を行うため、教育・福祉・医療・労働の各関係機関が連携し、学校教育から継続した支援を行う中心的な機関。高知市には「こうち若者サポートステーション」が、黒潮町には「高知黒潮若者サポートステーション」がある。

⁹ ジョブカフェこうち:若者の厳しい雇用情勢を改善するため、就職に関する様々な相談やセミナーなどを通じて、就職支援を行う機関「高知県就職支援相談センター」として平成16年5月に高知市に設置。このほか関連機関は、ハローワーク高知若者相談コーナー(平成19年12月開設)や四万十市の幡多サテライトがある。

■**高校と産業界、行政による連携体制の構築など産業人材の育成** 【雇用労働政策課】

- 企業と学校のマッチングを行います。
 - ・連携組織（「高知県地域産業担い手人材育成連携推進委員会」及び「同幹事会」）における連携方策などの検討や、担い手人材育成コーディネーターの配置
- 企業と連携した取り組みを推進します。
 - ・生徒の企業実習（デュアルシステム）や、企業技術者等による技術指導、産業教育担当教員等の企業研修など
- 学校と企業が連携した取り組みを推進します。
 - ・企業と学校との共同研究、受入れ企業との意見交換会の開催など
- 国と連携した取り組みを推進します。
 - ・若年者地域連携事業との共同事業など

■**新規高等学校卒業者に対する支援** 【雇用労働政策課】

- 新規高等学校卒業者の未就職者対策を行います。
 - ・早期の就職支援として、職業訓練から引き続いた就業体験など

■**支援を要する若者の自立に向けた支援** 【生涯学習課】

- 中学校卒業後や高校中途退学後の進路未定者、ニート、ひきこもりの若者を対象にした若者サポートステーションによる就学や就労に向けた支援を行います。
 - ・個別カウンセリングや体験活動の実施、職業訓練やトライアル雇用などの支援など
- 企業等と連携した取り組みを推進します。
 - ・若者の職場体験の受入、職業講話への派遣など
- 広報啓発活動を充実します。
 - ・福祉・労働・教育の関係機関との連絡会の開催や、保護者セミナー、交流会の開催など

目標事業量

項 目	平成 21 年度	平成 26 年度
若者サポートステーションにおける要支援者の自立（就学、就労）率	30%	60%※

※：「高知県教育振興基本計画」による平成 25 年度の目標値

(2) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

現状及び課題

- 本来、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しは、個々の企業等の実情に合った効果的な進め方を労使で話し合い、自主的に取り組んでいくべきものです。
本県では、全国に比べて、共働き世帯や、女性の正規の職員・従業員の割合が高い状況にあることから、それぞれの実情を踏まえ、働き方の見直しを進めていくことが重要です。
- 本県では、現在、次世代育成支援企業認証制度¹⁰に取り組んでいますが、認証企業数が少なく、また、特に、中小零細企業が多く、厳しい経済状況の中で、各企業の次世代育成支援の取り組みは残念ながら十分に進んでいない状況です。
- 「改正次世代育成支援対策推進法」(H20.12)や、「改正育児・介護休業法」(H21.7)の公布など国の動向を踏まえるとともに、県独自での取り組みを進める必要があります。

取り組みの方向、具体的な取り組み

■高知県次世代育成支援企業認証制度の推進 【雇用労働政策課】

- 引き続き、子育て支援に積極的に取り組む企業を認証し、その取り組みを支援します。
・認証に積極的に取り組もうとする中小企業に対する認証要件を満たすためのアドバイス等の実施など

■国等と連携したワーク・ライフ・バランスの推進 【少子対策課、雇用労働政策課】

- 子育て支援に係る助成金のPRなど制度の広報を充実します。
- 国と連携した取り組みを推進します。
・家族の週間に合わせた時間外労働の削減など働き方の見直しの促進や、労働局や関係団体などと連携したセミナーの開催など
- 高知県少子化対策推進県民会議と連携した取り組みを推進します。
・ワーク・ライフ・バランス推進キャンペーンの共催など

目標事業量

項 目	平成 21 年度	平成 26 年度
高知県次世代育成支援認証企業	44 社	80 社

¹⁰ 次世代育成支援企業認証制度：次代の社会を担うこどもの健全な育成及び労働者の福祉の増進に資することを目的として、男女が共に働きやすく、仕事と家庭の両立の推進など子育てしやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を高知県知事が認証する制度。

(3) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

現状及び課題

- 核家族化の進行や働き方の多様化などに対応した良質な保育サービスの提供など、仕事と子育ての両立を支える保育サービスや地域の子育て支援の充実が求められています。
- 現在でも、通常保育に加え、延長保育や病児・病後児保育、乳児保育などの保育サービスが行われていますが、必ずしも多様なニーズに対応したサービスの提供が十分とは言えない状況です。

(保育所・幼稚園等の状況)

- 保育所 267 か所、国立幼稚園 1 か所、公立幼稚園 25 か所、私立幼稚園 32 か所、認可外保育施設 102 か所、認定こども園 6 か所

取り組みの方向、具体的な取り組み

■多様なニーズに対応した保育サービスや地域の子育て支援の充実

【少子対策課、幼保支援課】

- 地域のニーズに応じた、延長保育、乳児保育、休日保育、病児・病後児保育、一時預かり、幼稚園における預かり保育など、働きながら子育てしやすい環境づくりを進めます。
- 保護者の就労の有無にかかわらず利用することのできる認定こども園への移行を促進します。

■放課後のこどもの居場所づくりと学び場の充実 【生涯学習課】

- 県内すべての小学校区への放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置、中学生を対象とした放課後学習室の設置など、放課後のこどもの居場所づくりと学び場の充実を図ります。

目標事業量

項 目	平成 21 年度	平成 26 年度
延長保育（開所時間が 11 時間を超える認可保育所）	13 市町村 89 か所	16 市町村 117 か所※2
乳児保育	27 市町村	全市町村
休日保育	1 市 1 か所	4 市 8 か所※2
病児・病後児保育	5 市村 7 か所	10 市町村 13 か所※2
一時預かり事業（第 2 種社会福祉事業の届出）	12 市町 24 か所	17 市町 35 か所※2
認定こども園	6 か所	20 か所※3
放課後児童クラブや放課後子ども教室の実施校率（小学校）	71.3%※1	100%※3

※1：平成 21 年 11 月現在

※2：市町村計画の積み上げ数字

※3：「高知県教育振興基本計画」による平成 25 年度の目標値

3 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

(1) こどもや母親の健康の確保

現状及び課題

- 本県の乳児死亡率は3.6(出生千対)で全国ワースト1位、新生児死亡率は1.7(出生千対)で全国4位、死産率は32.9(出産千対)で全国4位と、全国と比べて非常に高くなっており、周産期における胎児の発育の未熟性が原因と考えられる死亡が多くなっています。
- また、産科医や助産師の不足等により、分娩を取り扱う医療機関が減少しており、保健医療圏域によっては分娩取扱医療機関がなくなったり、高次周産期医療施設の機能が維持できなくなりつつあるなど、このままでは本県の周産期医療が崩壊するおそれがあります。

(産科医、助産師等の状況)

- 産科医(H20.12.31現在) 安芸1名 中央45名 幡多7名 高幡1名
- 助産師(H20.12.31現在) 安芸8名 中央123名 幡多14名 高幡2名
- 分娩取扱施設(H21.12.31現在)

安芸1施設 中央17施設 幡多2施設 高幡1施設(H22.2から0)

- 周産期医療施設(H21.12.31現在) 一次14施設 二次5施設 三次2施設

- これらの課題に対しては、母体管理の重要性や周産期医療体制についての県民の意識の啓発を行うとともに、医療機関の確保や医療機関の連携強化、搬送体制の充実を図っていくことが必要です。
- 乳幼児健診の受診率が低下しており、受診率向上対策などの検討が必要です。

取り組みの方向、具体的な取り組み

■市町村が行う母子保健事業への支援 【健康づくり課】

- 子育ての経済的支援策として、乳幼児医療費の助成等を行います。
 - ・各市町村への乳幼児医療費の助成の継続や、全国一律の制度となるよう、医療保険制度による自己負担の軽減、無料化について国に対し要望
- 妊婦への経済的支援策として、市町村が行う妊婦健康診査に対する支援を行います。
- 乳児死亡率等の改善を図るため、妊婦への訪問による母体管理の徹底などの取り組みに対する支援を強化します。
- 各市町村と乳幼児健診の受診率低下の要因を探りながら受診率向上に向けて取り組んでいきます。

■産科医、助産師等の確保 【健康づくり課、医師確保推進課】

- 産科医等の処遇改善を図るよう、医療機関への財政的な支援を行います。
 - 分娩手当や新生児を担当する小児科医への手当を支給する医療機関への支援など
- 医師養成奨学貸付金における特定科目加算を実施します。
 - 産婦人科等特定科目を志す者に対する加算など

■第3章 プラン(後期計画)における基本的な取り組みの方向■

- 特定科目臨床研修奨励貸付金を行います。

産婦人科等特定科目の臨床研修を行う医師に対する貸付など

- 助産師を活用した妊婦への支援体制整備を進めるため、院内助産所、助産師外来開設を促進します。

院内助産所等を開設しようとする医療機関管理者等への研修や助産師全体の研修など

■周産期医療機関の確保・充実 【健康づくり課】

- 各医療保健圏域に最低1か所の分娩取扱医療機関の確保に努めます。
- 周産期医療ネットワークの充実強化を推進します。
 - ・地域医療機関と高次医療機関との連携による、医療機関の機能に応じた適切な母体及び新生児の搬送の実施など
- 情報システム等を活用した情報提供を推進します。
 - ・周産期医療情報システムによる病床の受入情報提供や多胎診療情報登録によるハイリスク妊婦の管理など
- 地域におけるハイリスク新生児や乳児の受入体制を充実します。
 - ・地域において訪問看護等の医療ケアが提供可能となるような人材の育成や体制の整備など

■県民への啓発 【健康づくり課】

- 啓発や広報活動を充実します。
 - ・妊娠届時などの機会を活用した、妊婦健康診査の適切な受診や、医療機能に応じた医療機関の選択、乳幼児健診の大切さの啓発など

目標事業量

項目	平成21年度	平成26年度
乳児死亡率	3.6※1	全国水準
新生児死亡率	1.7※1	〃
周産期死亡率	4.5※2	〃
死産率	32.9※2	〃
1歳6か月健診の受診率	81.4%※3	90%
3歳児健診の受診率	78.4%※3	90%

※1：平成20年度数値（出生千対）

参考：全国水準 乳児死亡率2.6、新生児死亡率1.2

※2：平成20年度数値（出産千対）

参考：全国水準 周産期死亡率4.3、死産率25.2

※3：平成20年度数値

(2)「食育」の推進

現状及び課題

- 不規則な生活習慣などを原因とする生活リズムや食生活の乱れは、こどもの成長に大きな影響を与えます。規則正しく、バランスのとれた食事を習慣化することは、健康で豊かな人間性を育み、日々の生活に活力を与えるものです。
- 朝食を欠食するこどもが約2割いることや、県民の野菜摂取量が1日に必要とされている350gに満たないなど県民の食生活に問題があることから、こどもや保護者に対する食育が必要です。

取り組みの方向、具体的な取り組み

■家庭や学校、地域が連携した食育の推進 【健康づくり課、スポーツ健康教育課】

- 市町村における食育を支援します。
 - ・市町村食育推進計画の策定支援など
- 家庭における望ましい食習慣の確立に向けた取り組みを進めます。
- 学校、保育所等における食育を推進します。
- 地域における食育を推進します。
 - ・食生活改善推進員による児童生徒への食育講座など

■本県の農林水産業と食文化に根ざした食育の推進 【産地づくり課、スポーツ健康教育課】

- 食育や食農教育等の体験学習を推進します。
 - ・米づくり、栽培体験、収穫体験、調理実習など
- 地場産物を学校給食へ取り入れます。

■県民を主体とした県民運動の展開 【健康づくり課】

- 啓発活動を推進し、食育推進の気運を醸成します。

目標事業量

項目	平成21年度	平成26年度
食育推進計画策定市町村数	8市町※1	20市町村※2
食に関する指導の年間(全体)計画を作成している学校の割合	58.2%	100%※2
朝食を必ず食べる児童生徒の割合		
小学生	88.6%	95%以上※2
中学生	80.0%	90%以上※2
高校生	75.7%	85%以上※2

※1：平成21年度見込み

※2：「高知県食育推進計画」による平成23年度の目標値

(3) 思春期保健対策の充実

現状及び課題

- 人間関係の希薄化や、性情報の氾濫等により、性に関する意識や価値観が多様化し、性行動の活発化・低年齢化が進むなど、思春期のこどもたちを取り巻く環境が大きく変化しています。
- また、人工妊娠中絶の実施件数は減少してきましたが、人工妊娠中絶実施率は依然として全国より高い水準で推移し、若い人の性感染症の罹患率も高水準となっています。

(10代の人工妊娠中絶等の状況)

- 10代の人工妊娠中絶実施件数(H20) 172件(総数に占める10代の割合9.8%)
- 10代の人工妊娠中絶実施率(H20) 10.8(15歳以上20歳未満の女子総人口千人対)全国2位
- 10代の性感染症4疾患(性器クラミジア感染症、淋菌感染症、尖圭コンジローマ^{せんけい}、性器ヘルペス感染症)の罹患率(H19) 208.4人(対人口10万人)
- 本県では、平成15年に、思春期のこどもたちが気軽に悩みを相談できる場所として、「思春期相談センター(PRINK)」を設置しています。平成22年度からは、思春期のこどもたちが利用しやすいメール相談を開設し、相談機能をより充実した内容に変更します。
- また、薬物乱用等の防止に向けた取り組みも実施していますが、さらなる取り組みの強化が必要です。

取り組みの方向、具体的な取り組み

■性や性感染症予防に対する正しい知識の普及啓発【健康づくり課、スポーツ健康教育課】

〈学校における健康教育や相談体制〉

- 学校における健康教育を充実します。
 - ・性に関する教育指導者研修会の開催など
- 学校における相談体制を強化します。
 - ・カウンセリングや学校の相談体制の強化、スクールカウンセラー¹¹の配置の促進など

〈関連機関との連携による思春期保健対策〉

- 地域保健との連携を進めます。
 - ・市町村への支援協力や人工妊娠中絶の状況等の情報提供など
- 学校保健との連携を進めます。
 - ・性に関する教育指導者研修会等での事業紹介や、性に関する教育研修会等への講師派遣など
- 医療機関等との連携を進めます。
 - ・産婦人科医会等での人工妊娠中絶の状況等の情報提供と協力要請や、産婦人科医療機関への事業広報など
- 警察との連携を進めます。
 - ・人工妊娠中絶の状況等の情報提供や、性犯罪に係る個別ケースへの支援協力など

¹¹ スクールカウンセラー：臨床心理に関する専門的な知識や経験を有し、学校において、いじめや不登校、問題行動などの解決のため児童生徒、教職員、保護者からの相談に応じる者。

■思春期相談センター事業の推進 【健康づくり課】

- 相談事業を充実します。
 - ・電話相談・メール相談や、出張 PRINK の地域開催など
- 啓発活動を充実します。
 - ・ピアカウンセラーと共に、エイズ予防キャンペーンや、新成人に対する性病・エイズ予防等の啓発活動、高等学校等の新卒者への啓発活動など
- ピアカウンセラー活動を支援します。
 - ・中学、高校等からの要請によるピアカウンセリング（大学生等による、性に関する正しい知識の伝達や相談対応）の実施や啓発イベント開催の支援など

■喫煙や薬物等に関する普及啓発 【スポーツ健康教育課】

- 学校における健康教育を充実します。
 - ・喫煙・薬物乱用防止教室や飲酒予防教室の開催など
- 指導者の育成のための研修会や、地域と連携した薬物乱用防止に関する普及啓発を実施します。

目標事業量

項 目	平成 21 年度	平成 26 年度
10 代の人工妊娠中絶実施率	10.8 (全国 7.6) ※1	全国水準以下
15 歳未満の人工妊娠中絶件数	1 件※2	0 件

※1：平成 20 年度数値（15 歳以上 20 歳未満の女子総人口千対）

※2：平成 20 年度数値

(4) 小児医療の充実

1) 小児救急医療体制の確保

現状及び課題

- 小児科医による専門的な医療を受けさせたいという保護者の強い思いや、共働き夫婦が多く昼間にこどもを受診させることが難しいことなどから、小児救急病院に時間外の軽症患者の受診が集中しています。
- また、小児救急病院に勤務する小児科医師にとっては、長時間にわたる不規則な勤務を強いられ、厳しい労働環境にあることから辞めていくなど、小児救急を担う小児科医不足が深刻な問題となっています。
- 県民に対する適正な受診の啓発や、小児科医師の勤務環境の改善、小児救急電話相談事業の充実が必要です。

取り組みの方向、具体的な取り組み

■適正受診の啓発 【医療薬務課】

- 新聞や県の広報紙など様々なメディアを通して、小児救急医療の現状を伝え、県民の理解と協力を求めます。
- 小児科医による講演会の開催や「お子さんの急病対応ガイドブック」の作成・配布を行います。

■小児科医師の勤務環境の改善 【医療薬務課】

- 高知市小児急患センターの運営支援や、小児急患センターと小児救急輪番病院との役割分担の明確化を進めることにより、輪番病院の勤務環境の改善を図ります。

■小児救急電話相談事業の充実 【医療薬務課】

- 「こうちこども救急ダイヤル¹²」の相談日の拡充の検討など、小児の急患時への対応や保護者の不安解消を図ります。

2) 小児科医師の確保

現状及び課題

- 全国的にも医師不足が課題となっていますが、本県では、特に、安芸保健医療圏と高幡保健医療圏において、小児科医がそれぞれ4名、2名となっており、医師不足が深刻化しています。
- 国において、医学部の定員の増や、臨床研修制度の見直しなどが行われていますが、さらに、それが地域における小児科医の確保につながる仕組みづくりが必要です。また、県においても、人材確保のための仕組みの強化が必要です。

¹² こうちこども救急ダイヤル:夜間におけるこどもの急な病気などについて、保護者等の不安解消のため、看護師が窓口となり、金曜、土曜、日曜など休日の夜8時から午前1時までの間、保護者等からの相談に対応する専用電話(番号は、「#8000」または「(088) 873-3090」)。

取り組みの方向、具体的な取り組み

■人材確保のための仕組みの強化 【医師確保推進課】

- 医師養成奨学貸付金における特定科目加算を実施します。
小児科等特定科目を志す者に対する加算など
- 特定科目臨床研修奨励貸付金の貸付を行います。
小児科等特定科目の臨床研修を行う医師に対する支援など

3) 乳幼児医療費の助成

現状及び課題

- 現在、各市町村に対し、乳児及び第3子以降の幼児に係る医療費（全額公費負担）や、就学前の幼児に対する医療費（一部公費負担）の助成を行っていますが、市町村によっては、中学校卒業まで無料化している市町村もあるなど、居住する市町村によって差が生じています。

取り組みの方向、具体的な取り組み

■子育ての経済的負担の軽減 【健康づくり課】

- 子育ての経済的支援策として、乳幼児医療費の助成等を行います。[再掲]
 - ・ 各市町村への乳幼児医療費の助成の継続や、全国一律の新たな医療保険制度による自己負担の軽減、無料化に向けた国への要望

(5) 不妊治療対策の充実

現状及び課題

- 不妊は、こどもが欲しい夫婦にとって切実な問題です。
- 医療保険が適用されないことから、医療費が高額となる特定不妊治療に要する費用の一部を助成し、不妊治療にかかる経済的負担を軽減しています。
- また、県内の各福祉保健所及び高知市保健所に、不妊に関する情報提供を行ったり、不妊による心の悩みなどの相談を受ける「不妊専門相談センター」を設置して対応しています。
しかし、不妊相談への対応には、治療に関する専門知識やカウンセリング能力を高めていくことが欠かせませんので、相談員の資質向上の取り組みを進める必要があります。

取り組みの方向、具体的な取り組み

■不妊に悩む夫婦のニーズに合った相談体制の整備(精神的サポートの充実) 【健康づくり課】

- 不妊治療を行っている方の仲間づくりや相談の場として「不妊セミナー」を実施します。
- 研修会への参加など相談員の不妊治療に関する知識等の向上を図ります。

■不妊治療の経済的負担の軽減 【健康づくり課】

- 不妊治療費の助成など不妊治療の経済的負担の軽減を図ります。
 - ・不妊治療に要する費用の一部の助成の継続や、医療保険の適用など抜本的な支援の拡大、所得制限の撤廃などを国に対し要望